

長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成22年（2010年）2月18日（木）午後1時30分～午後3時
- 2 場 所：長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者
委 員：有吉美知子、岩井まつよ、太田光子、金早雪、小山邦武、
齋藤洋一、関安雄、西田力
長野県：企画部長 望月孝光、人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、
人権・男女共同参画課長補佐 蔵之内充 ほか

1 開 会

（進行：事務局 蔵之内課長補佐）

定刻になりましたので、ただいまから長野県人権政策審議会を開会させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私、人権・男女共同参画課の蔵之内充でございます。どうぞよろしくお願いたします。会長を選出するまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最初に委員の委嘱についてご報告申し上げます。昨年、12月7日付で10名の皆様に委員を委嘱申し上げました。委員の名簿につきましては、お手元にお配りしてあるものでご確認いただきたいと思っております。なお本日、大西委員さん、斉藤金司委員さん、所用のため欠席する旨、報告がございましたので、8名の委員の皆様にご出席いただいております。審議会条例の規定によりまして、当審議会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、まず開会に当たりまして、望月企画部長からあいさつを申し上げます。よろしくお願いたします。

2 あいさつ

（望月企画部長）

企画部長の望月でございます。よろしくお願いたします。開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろ県政の推進に当たりまして、いろいろなお立場でご理解、ご協力をいただいております。感謝申し上げます。またこのたびは人権政策審議会委員ということでご就任いただきまして、再任の方もいらっしゃいますし、新任の方もいらっしゃいます。心より御礼申し上げます。委員の皆様方にはこれからまた2年間、県が進める人権施策につきまして大所高所からご意見、ご提言をちょうだいしたいと、考えている次第でございます。

ご案内のように、県では昨年3月にこの審議会から答申をいただきまして以来、長野県の人権政策推進基本方針の策定作業を進めてまいったところでございますけれども、ご案内のように、昨年の11月に基本方針の案という形で公表いたしまして、県民の皆さんから、1か月にわたりパブリックコメントという形でいろいろな意見をちょうだいしたところでございます。数字を申し上げますと、34の個人、あるいは団体の皆さんから、189にわたるご意見等を寄せていただきました。そういったご意見を踏まえまして、このたび2月12日に基本方針として確定し、公表したところでございます。また、現在開会中の県議会にも報告してまいるという形になっております。この基本方針は、県の進める人権政策の基本的な考え方、あるいは方向性というものを示すもの

でございます、今後、この基本方針に基づき、様々な人権課題の解決に向けまして施策を推進してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はそういった意味もございまして、この基本方針の概要、それから当面、22年度の人権施策といったものについて説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 自己紹介

(進行：事務局)

それでは次に、本日は委員の皆様、委嘱後初めての審議会ということでございますので、大変恐縮ですが、私の方でお手元の名簿に従いましてお名前をご紹介しますので、お一人ずつ、簡単に結構でございますが、自己紹介をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは名簿順ということで。

(有吉委員)

皆さん、こんにちは。弁護士の有吉です。長野県弁護士会に所属しております。弁護士としては、主に子どもの人権問題を中心に行っておりまして、あとNPOとして「ながの子どもを虐待から守る会」という団体があるんですけども、その会長もしております。

私がとても力を入れていることは子どもの人権で、一番弱い立場にある子どもの人権が守られ、子どもが明るい状況に置かれることが、これからの未来につながっていくという考えを持って活動に取り組んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

(岩井委員)

岩井でございます。どうぞよろしくお願い致します。私は信越放送で情報センターといいまして、ニュースと番組を制作する部署を管轄しています。ローカル民放はキー局から大体9割のネット番組が来ておりまして、そのほか1割が地元制作の番組でございまして、そのこのところを担当しております。

放送局の役割は、地域の皆様が元気で明るく暮らしていくための情報提供、これが最大の使命だと思っております。その中でもやはり人権問題と申しますのはまさに基本でありまして、人権意識というものがなければ、きちとした報道はできません。2年間この審議会にお世話になりまして、私もいろいろと勉強させていただきました。引き続きということなので、よろしくどうぞお願いいたします。

(太田委員)

太田光子です。はじめまして。今回、初めての委員ということで何もわかりませんが、よろしくようお願いいたします。

私は人権擁護委員という役を仰せつかりまして、今年で15年経ちましたけれども、今現在は、法務局で女性の人権ホットラインと子どもの人権110番の電話の担当と、それから、お見えになった方たちとの対話相談、そういうことを中心にしております。

人権と言っても幅が広いものですから、今、社会に開いている窓口がたくさんございます。学校の方に伺ったり、また障害者、高齢者、それぞれ幅広い窓口があるものですから、法務局の方と力を合わせながら、今、対応をしているところです。よろしくお願いいたします。

(金委員)

何名かの方、はじめまして、よろしくお願い致します。ご紹介いただきました金でございます。信州大学経済学部にあります。生まれ育ちは大阪でございまして、27歳のときに松本に来まし

て、まだ人生の半分は大阪ということもあって、まだ折り返していないんですけれども。大学では人権ハラスメントに関する委員会なんかも仰せつかりまして、少しずつ勉強させていただいております。今はもっぱら研究は韓国の社会保障制度をやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

(小山委員)

小山でございます。私、生まれは小諸なんですけれども、飯山に住んでもう40年になります。仕事は、今、ここにありますように、私の実家の味噌屋を経営しておりますけれども、自宅は飯山にありまして、雪深い飯山から、毎日ではありませんけれども、往復しております。

私もいろいろな大阪とか北海道とか、飯山とか小諸とか、違うところで住んでおまして、それぞれ地域でいろいろな問題、人権問題、特にあるなというのを強く感じておりますが、なかなか素人なものですからわかりません。皆さんにいろいろなことを教えていただきながらやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(斎藤委員)

斎藤洋一です。よろしくお願いいたします。私はもともとは江戸時代の農村の歴史を勉強していたんですが、ご縁がありまして、旧浅科村の五郎兵衛記念館に勤めさせていただくことになりました。そこで被差別部落の歴史などを勉強しまして、こちらにやってきてちょうど25年目になりますが、まだまだ勉強不足で勉強しなくてはいけないと、いろいろ教えていただきたいと思っております。時々フライング発言をしますが、お許しいただきたいと思っております。ご指導をよろしくお願いいたします。

(関委員)

長野県企業人権教育推進連絡協議会の関安雄と申します。そのほか(社)長野県経営者協会という団体で仕事をしています。

よろしくお願いいたします。

(西田委員)

西田でございます。こういう場は不慣れでございます。自己紹介とか、そういったことは得意ではありませんけれども。私、今、上田市の社会教育委員をやっておまして、その関係から人権に関わるようになった訳なんですけれども、特に社会教育という観点から人の権利を、特に有吉さんおっしゃっていましたが、子どもに関して大変、環境整備ということに興味をひかれています。

ここに、委員の名簿で公募と書いてありますけれども、そういう方面へ関わろうとして公募させていただきました。ひとつよろしくお願いいたします。

(進行：事務局)

ありがとうございました。次に、県側の出席者を簡単に紹介申し上げたいと思っております。望月企画部長です。あと事務局を担当しております、人権・男女共同参画課長の佐藤守賢でございます。あと当課の職員、また、今日は人権関係の施策に関係している課の職員に出席いただいております。お名前は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず初めに、今日の会議の次第でございます。それから資料1としまして、長野県人権政策推進基本方針概要、それから全文、それから、今回、基本方針案と発表した際にパブリックコメントをいただきまして、その内容と、それに対する県の考え方というものをまとめた資料でございます。それから、平成22年度の人権関係の施策の一覧表、それから資料5としまして、主な事業及び新規事業の概要でございます。それにつきましては、先日、郵便でお送りさせていただいております。

なお、本日配付しておりますのは委員名簿、配席表、それから人権政策審議会条例というものの資料を配付してございます。

以上、資料の関係を申し上げましたけれども、不足等ございましたら申し出ていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日の日程でございますが、ご案内してあるかと思えますけれども、おおむね3時ごろをめどにお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

4 会長選任

(進行：事務局)

それでは、次第の4ということで、会長の選任についてお諮りしたいと存じます。

会長につきましては、配付しております条例の第5条というところで、委員の互選によることとなっております。それでは会長の選任につきましては、ご意見をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。どんなふうにしたらよろしいでしょうか。

(関委員)

委員で互選をとということですが、委員の方々をよく存じ上げないものですから、事務局でもし提案などがあればお願いしたいと思えます。

(進行：事務局)

ただいま関委員さんから、事務局の提案というふうなご意見、ご発言がございました。それでは、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

それでは、事務局案を申し上げます。会長には、飯山市長を務められ、また現在、県の公益認定等審査会の会長も務められておられまして、行政経験も豊かな小山委員さんをお願いできればと考えております。いかがでしょうか。

(拍手)

(進行：事務局)

ありがとうございます。それでは、今、委員の皆様のご賛同がございまして、小山委員さんを会長ということで選出されました。大変申しわけありませんが、小山会長さんには、会長席へついていたきたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

(小山会長)

一言、ごあいさつ申し上げたいと思えます。

ただいま皆様のご推挙によりまして、会長という重責を担うことになりました。私は今回初めてこの審議会に参加するものですから、以前からおられた委員さんにしていただくのがいいのかなと思っておりますが、今、関委員さんのご意見で事務局案ということでご推挙いただきました。皆様のご支援のもとに、何とかこの審議会が有意義に働くように努めていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

本審議会は、非常に重要な人権問題について審議する委員会でございます。先ほど部長さんからご紹介がございましたが、2月に策定されました県の基本方針がございまして、その基本方針

に沿って、私どもそれぞれの立場から活発な意見を交わしながら、何とか長野県の人権問題が滞りなく県民のために働けるような、そういうことができればと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

先ほどご紹介がございましたが、本当にいろいろなお立場の方がいらっしゃいますので、きっと活発な意見が出されると期待をいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。

(進行：事務局)

それでは会議等に入る前に、ここで、大変申し訳ございません。望月部長ですけれども、所用のためここで退席ということにさせていただきますが、ご了承をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

5 会議事項

(進行：事務局)

それでは、今、小山会長さんからご就任のごあいさつをいただいたわけでございますけれども、条例の規定によりまして、会長が議長を務めるということで、引き続き会議の進行をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(小山会長)

それでは、会議を進めさせていただきます。会議事項に入ります前に、条例第5条第3項の規定によりまして、会長の職務代理を指名させていただきたいと思っております。私から指名させていただきます。会長代理には金委員さんをお願いしたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

次に、審議会の運営について確認をお願いしたいと思います。まず傍聴公開の問題でございます。これは以前から、この審議会は公聴可ということで行われているようでございます。この方針を続けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。何か個人情報とかいろいろなことが起きるときには、その都度、皆さんとお諮りして非公開というようなこともあり得るということをご承知おきいただきたいと思います。

また、議事録につきましては、事務局で公表用の素案をつくって皆さんにお送りするようでございます。それを皆さんに確認をいただいた上で、公表するというところでよろしいかなと思っております。今までそのようなやって、県のホームページで公開されているようでございますので、それでよろしいですね。発言者の氏名も記載をされるということでございます。

(1)「長野県人権政策推進基本方針」について

(小山会長)

それでは議事に入りたいと思っております。本日の審議会では、長野県人権政策推進基本方針と平成22年度人権施策が議題でございます。事務局から説明をいただきまして、皆様からご意見等をちょうだいしていきたいと思っております。

ではまず事務局から、基本方針について説明をお願いいたします。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

それでは、お手元に配付しました資料に基づきましてご説明申し上げます。資料1、資料2、資料3で、今回作成しました長野県人権政策推進基本方針についてご説明いたします。

(資料1、2、3に基づき説明)

人権政策推進基本方針の説明は以上でございますが、今後は、お手元の資料2の基本方針に、人権政策審議会答申ですとか、人権関係条約の批准状況などを添付した冊子の作成、また概要版などを作成しまして、市町村、関係機関等に配付して、県の人権施策の基本方針の周知に努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(小山会長)

ありがとうございました。ただいま基本方針についての概要説明がございましたが、皆さんから、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

(関委員)

昨年11月に人権・男女共同参画課から出されました基本方針案につきまして私からも相当に厳しく注文を付けさせていただきました。

大きくは2つだったかと思えます。

1つは同和問題などで差別を受けている方たち、人権に関して日々解決に向けて努力されている方々などが気にするような文言が基本方針の中に散見されたことです。これについては、パブリックコメントの中からも私たちが申し上げたことと同じような指摘があちこちから出て、今回、改善されたように思います。

2つ目は、審議会答申案と基本方針案の差です。

経営者協会のあまりこういったことに詳しくない職員に見せて意見を聞きましたところ、「答申案と基本方針案は全くの別物のように思います」とのコメントでした。

なぜそう思うかと重ねて尋ねますと、「分野別のページをみても、答申案は同和問題や外国人問題のページ数が多い(同和問題6.5ページ、外国人問題3ページ、その他が1ページずつ)のに対して基本方針案はどの人権問題も同じページ数で書かれています。

同和問題と外国人問題に力を入れていこうという情熱があふれています。これに対して基本方針案はこの数年の人権問題、同和問題に対する取組姿勢を継続し従来通りで良いということでしょうか、各分野平板に取り上げられています。これでは答申案に基づいて基本方針案を作ったとは言えないため、同和問題の解決に取り組んでいる人たちから苦情が出るのではないのでしょうか」ということでした。

私の感じていることとほぼ同じで、そのことを前回の審議会で強く申し上げたつもりです。

予想通りパブリックコメントがたくさん来てその大部分は、同和問題に関する件、答申案と基本方針案の違いに関する件だったのではないのでしょうか。

この点もだいぶ答申案との距離が近づいていると思えます。

(小山会長)

ありがとうございます。それについて何か事務局はございますか。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

今、関委員さんおっしゃるように、パブコメで189件のご意見をいただいたわけですが、そのうちの170件が同和問題に対するご意見ございました。それから、この11月18日にこの審議会の中でもご指摘された、「といわれる」とか、「旧同和地区住民」というような言い方、まずいのではないかというようなご意見をいただいているんですが、そのまま基本方針の案としてお示したところ、やはり非常に反論、異論等ございまして、その点につきましては考えが浅かったのかなというふうに考え、改めてこの人権問題、非常に奥が深くて難しい問題なんだなということを、事務局としても感じたところでございます。

(小山会長)

ありがとうございます。何か他に、基本方針について。

(岩井委員)

私も前回いろいろとこの審議会で申し上げたことと、それから、パブリックコメントで皆さんのご意見も読ませていただきましたけれども、非常にパブコメの力というのが今回、うまく反映されていると思いました。こういったケースの場合に、そのパブコメというのがどのぐらい力があるのかを知らないんですけれども、これだけの量のパブコメをくぐってきているので、大変練られた文章にもなっていて、よくここまで形になったと感心しましたし、満足しております。

(小山会長)

ありがとうございました。

(関委員)

岩井委員が、今、言われましたように、パブリックコメントに事務局で真摯に取り組んでいたと感じています。

(小山会長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか、先に進めまして。

(2)平成22年度人権施策について

(小山会長)

それでは次に平成22年度人権施策について、事務局から説明をお願いしたいと思いますが。まず資料4を人権・男女共同参画課、佐藤課長からお願いします。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

それではお手元の資料4によりまして、平成22年度の人権施策一覧として基本方針に沿った形で、先ほど言いました知事部局、教育委員会、警察本部等、関係する部署で人権施策について、どのような事業を22年度行っていくかというようなことを一表にまとめたものでございます。

(資料4に基づき説明)

主な新規事業につきましては、お手元の資料5によりまして説明させていただきます。

(資料5に基づき説明)

(関係各課から、資料5により事業を説明)

(小山会長)

ありがとうございました。ただいま平成22年度の事業、また新規事業についてそれぞれの担当の皆さんから説明を受けましたけれども、皆さんから、ご質問やご意見等ありましたらお願いをしたいと思っております。

(斎藤委員)

資料5の1です。この資料がどこまで出るのかよくわかりませんが、これ去年、一昨年も教えていただいたんですけれども、下から2つ目の同和地区福祉資金貸付金というもの。平成21年度は3,913万円、平成22年は3,882万1,000円という、かなり高額になっているわけです。

それで、例えば他のものは大体そのとおりに使うお金だと思うんですが、この3,900万円とか3,800万円というのは、実は年度末になると確か返ってくるお金ですね、ほとんどは。つまりこれ、毎年毎年これだけの額を、3,900万円とか3,800万円とかを全部丸々支出する、使い切る、そういうお金ではなくて、とりあえず年度初めにこれを出して、年度末に確か返ってくるお金ですよ、ほとんどが。

だからこういう、それでは工夫していただけたらと思うのは、こういうふうに書くと、今でも毎年毎年、その同和地区の福祉資金としてこれだけの金を貸し付けているというふうに、つまり素人目で見れば、毎年毎年4,000万円近くのお金がつぎ込まれているというふうに受け取ってしまうと思うんです。そうではないんですよ、このお金は。つまり使い切るお金ではなくて、実はほとんどこれは、また返ってくるお金だということがわかるように書いていただいた方が、誤解が少なくなるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

県の場合、単年度予算ということでやっておりますので、今、委員からおっしゃられたように、年度初めに貸し付けると、年度末に返ってくるといった場合には、貸し付ける予算、これから返ってくる予算ということで、それぞれ計上しなければなりません。ですから、うちのほうの課の予算として、今日、こういう形でお示したわけです。

実はこれにつきましては、県社協(長野県社会福祉協議会)を通じて、平成13年まで貸付を行ったものでございます。ただ、その分がまだ全額返済等になっていないものですから、運営上、社協に貸し付けて、社協から貸していただくと、そういう単年度計上をやっているということでございます。

外へ出る資料等につきましては、委員おっしゃるように、工夫する面もあると思いますので、今後のものにつきましては、検討させていただきたいというふうに思います。

(斎藤委員)

よろしく申し上げます。

(有吉委員)

私も同じところをちょっと見ていたんですけれども、貸付金なので、確かに貸し付けたということで、あげるお金ではないということはわかるんですけれども、反対に、実際として、ここで書くべきかどうかは別として、実際に新規貸付として幾らあって、貸し付けたら本来返してもらわなければいけない、その回収という、県が行わなければならない事業をそれもちょうとできているのかということも、何らかの形では明らかにする必要が、貸しっぱなしではなく、ちゃんと回収も進んでいますとか、反対に残念ながら回収もこのとおり進んでいないことで予算化がこういう形で出ています、という説明が何かあった方が誤解はないかなという気はいたしました。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

すみません、この貸付金の制度なんですが、昭和49年に貸付を始めました。以降、例えば結婚資金ですとか出産資金ですとか、それぞれ一定の金額、限度額がありますので、それを限度に貸付をしてきたところです。先ほども言いましたように、平成13年度をもって新たな貸付は行っておりません。ですから、昭和49年から平成13年度までに貸し付けた貸付金が、割賦というか、分割で返ってくるものもありますし、なかなか生活が難しく入ってこない部分もあるというような部分が、今、3,800万円ほど残っているということでございまして。

ここでちょっと見ていただきますと、21年度予算が3,900万円で、わずかでございますが、22年度は3,800万円ということで、償還があった分は引いて、残りの部分は、社協が貸し付けておりますので、社協の負担にならないように、県として、まだ未償還の部分については貸し付けるという制度でございます。今言いましたように、県としてもこういう形でまだ残っているという

ところをどこかに残さなければいけない部分もありますし、誤解を招くというような、今でも新規にいろいろ貸付をやっているのかというような誤解を招くようなこともありますので、そこら辺のところはまた今後、検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

(小山会長)

そうすると、平成13年からはもう貸付はされていないと、そうなんですか。これ見ると何となく貸し付けされているように思いますけれども。

(関委員)

返却されていないので毎年載ってくるということです。

(小山会長)

残っちゃうわけですね。

(有吉委員)

これについては、まあ時効の問題とかもありますよね。普通もう13年に終わって、何年の分までが残っているのかもわからない訳ですけども、返ってくる予定もないものもずっと今後も載せていないといけないのか、あるいは、一定の条件のもとにもう返還は猶予するとかという施策を考えると、ずっとこれが載っているというのも問題なので、また、その辺も新たに検討していただいた方がよいかと思います。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

実はこの関係につきましては、県の監査委員からも、もう少し内容を精査してきれいにすべきではないかというようなご意見もいただいております。

県と社協とそれから関係団体と毎年協議しているんですが、処理するものは処理するというような方法も検討していかなければいけないのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(小山会長)

お願いたします。ほかに何かございますか。

(関委員)

基本方針作成後、第一年度になるわけですから、大切な年だと思います。

この実施計画には、基本方針に基づき人権啓発センターの機能を強化して、そこに同和問題、あるいは外国人問題を重点にして、相談機能を強化していくために相談員を充実するということが盛られていると理解しました。大変結構だと思います。

しかし人権、とりわけ同和問題は大変に奥の深いもので専門知識も必要です。

これに対し行政の方々は、人事異動もありますし、行政の専門家で人権や同和問題の専門家ではありませんので、ぜひ、長年、同和問題に携わっている専門の先生などを特別顧問などに迎えてアドバイスを受けるような体制を考えていただきたいと提案します。

商工労働部などはマーケティングセンターに特別顧問を置いたり、資源製品開発センターに総合プロデューサーなどを置いたりその道の専門家の力を借りています。

このような方策が求められていると思います。

(小山会長)

今の関委員のご意見に対してはどうでしょうか。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

今度、人権啓発センターで新たに相談業務を始めるということで、相談員につきましては、人権等の認識とか知識等あるような人をできれば選任したいとは思っています。いずれにしましても、しっかり研修等を通じて人材を育成というか養成しまして、相談業務に当たっていきいたいというふうに考えております。

それから、ここでもちょっと書いてあるんですが、ただ電話で相談を待っているということではなくて、県下に地方事務所等もございます。また市町村等もありますので、そういうところへ出向いたり、また、いろいろな団体とかの要望等があれば、そういうところへ出向いて行くなりした相談ということで、対応していきいたいというふうに考えております。

いずれにしましても、いよいよ始めるわけですので、今、委員さんのおっしゃるように、実効が上がるような体制にしていきいたいと考えておりますので、また何かいいご意見ですとかお考えがあるようでしたら教えていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(小山会長)

もし委員さんの中で、そういういい方がおられたら、また推薦をいただければいいなど、こんなふうに思います。ほかに何かございますか。大分時間も経過して・・・どうぞ。

(金委員)

今の人権相談員について。人権擁護委員というのは、あれは国の措置になるんですか、そのすみ分け、あるいは、協力の仕方について何か、状況を教えてください。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

人権擁護委員の方につきましては、国の法務局から委嘱されて、人権のいろいろな問題についての相談ですとか、指導ですとか、そういうところの活動されております。

(金委員)

1人の方が両方やってもいいわけですか、例えばの話、今、県の人権相談員というのは。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

この人権相談員というのは、県として行政嘱託員として採用して、その方に対応していただくということです。特に人権擁護委員のように市町村からの推薦で委嘱をして、どちらかというボランティア的に回ってもらうということではなくて、しっかりした2人の相談員と、それから今3人の人権啓発推進員もいますので、総勢5人でセンターの運営、それから相談がうまくいくような形で機能強化して、運営していきいたいというふうに考えております。

(小山会長)

よろしいですか、時間も迫ってまいりましたが。

(関委員)

私が申し上げたのは、そういった相談員を教育するような、もっとレベルの高い、さっき言いましたような特別顧問のような、あるいは特別相談できるような第一人者の方です。

高給でなくボランティア的にやっていただける方もいると思います。

ぜひお考えいただきたいと思います。

(小山会長)

それでは、関委員の意見をまた活かすようによろしく申し上げます。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)
わかりました。

(小山会長)
よろしいでしょうか、この辺で打ち切って。
それでは時間もまいりましたので、意見交換は終わりにしたいと思います。

(3) その他

(小山会長)
その他で事務局からございましたら、お願いします。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)
今後のこの審議会の予定でございますが、次回の審議会ですが、一応9月を予定させていただいております。といいますのも、先ほど基本方針の中で、政策評価等を踏まえていろいろ新たな検討をしていくというようにご説明申し上げました。9月になりますと21年度の事業についてその政策評価の結果が出てまいります。それらをご説明申し上げまして、また委員の皆様には、23年度予算に向けてご意見等をいただければと思っておりますので、一応9月を予定しております。また、日程等につきましては、事前に皆様にご照会を申し上げまして、調整させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

(小山会長)
ありがとうございます。それでは今日の審議회를終わりにさせていただきますが、皆様のご協力に心から御礼申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

6 閉 会

(進行：事務局)
それでは、委員の皆様には貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、本日の審議회를閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。
どうぞお気をつけてお帰りください。